



# 新しい農業委員決まる

## 農業生産力の発展 農業経営の合理化 農民の地位の向上 を委ねられた 三十四氏

農業委員会の制度は、昭和二十六年に従前の農地委員会、農業調整委員会および農業改良委員会の三つの行政委員会を統合して発足し、農地改革事業の完遂、食糧供出の割当という二つの大きな農政を担当してまいりました。ところが最近農村をとりまく環境の変化に呼応して、従来の農地の利用関係の調整および自作農の創設の仕事のほか、農業と農民問題について行

(選挙による委員)

- ① 中島吉美 (沢口新)
- ② 岩谷勝二 (栄前)
- ③ 千葉武夫 (沢口新)
- ④ 嶺脇新一 (鷹巣新)
- ⑤ 桜庭新之丞 (鷹巣新)
- ⑥ 神成三左衛門 (沢口前)
- ⑦ 松尾市郎 (栄前)
- ⑧ 出川仁吉 (綴子元)
- ⑨ 高橋省吾 (綴子前)
- ⑩ 村上小七郎 (綴子新)
- ⑪ 佐藤昭二郎 (綴子前)
- ⑫ 橋本孫蔵 (七日市新)
- ⑬ 佐藤健一 (七日市新)
- ⑭ 九島米蔵 (七日市前)
- ⑮ 佐藤三郎 (七日市元)

(選任による委員)

- ⑯ 永井清一 (坊沢前)
- ⑰ 永井徳治郎 (坊沢前)
- ⑱ 篠内甚太郎 (七恵新)
- ⑲ 藤田由太郎 (七恵前)
- ⑳ 桜庭駒之助 (坊沢前)
- ㉑ 藤島茂治 (共済組合)
- ㉒ 佐藤一郎 (鷹巣農協)
- ㉓ 小坂保雄 (栄農協)
- ㉔ 佐藤茂右衛門 (坊沢農協)
- ㉕ 篠内多次郎 (七座農協)
- ㉖ 戸沢左右二 (前山農協)
- ㉗ 工藤正二 (綴子農協)
- ㉘ 成田正直 (沢口農協)
- ㉙ 長岐慎一郎 (七日市農協)

# 成田町長が受彰

## 河野建設大臣より

建設省では国道建設期間、長年建設事業関係者の表彰にちなんで第十五回建設表彰も行なわれたが成田町長も七月十日東京比谷公会堂での内一人として河野建設大臣より受彰された。席上、設大臣から表彰され、比谷公会堂で河野大臣より受彰する成田町長



○学識経験者

- ③〇 三沢三吉 (町議)
- ③① 三沢修之助 (町議)
- ③② 佐藤蔵蔵 (町議)
- ③③ 長岐源蔵 (町議)
- ③④ 中林藤蔵 (町議)

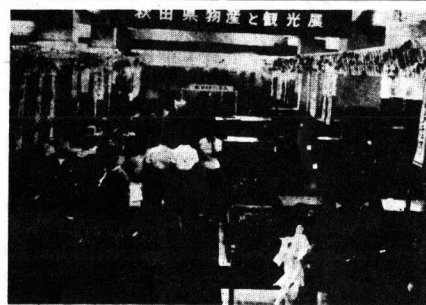
# 会長は中林藤蔵氏を



はじめての農業委員会は七月二十三日招集されたのとおり役員を選びました。

○会長代理 長岐慎一郎

○農業委員会委員 藤島茂治



【札幌会場の果物産と観光展】

# ことしの生産者米価

| 生産者米価の動き(政府買入価格) |                     |
|------------------|---------------------|
| (150キロ当たり単価円)    |                     |
| 30年              | 10.160              |
| 31年              | 10.070 (-90)        |
| 32年              | 10.322.50 (+252.50) |
| 33年              | 10.323 (+0.50)      |
| 34年              | 10.333 (+10.)       |
| 35年              | 10.405 (+72.)       |
| 36年              | 11,052.50 (+647.50) |
| 37年              | 12.177 (+1,124.50)  |
| 38年              | 13.200 (+1,203)     |

(注) 1-4等平均農家手取り額

農業の台所を右に示すこと十日まで釧路会場は釧路市としての生産者米価が七月十六日開議で正式に一五〇〇から七月七日まで開かれ、県内八市と五町から約四万点より、二〇三円引上げられた。食料品や木工品が出品されてきました。せつかも約二五〇点の木工品が出品され、現地卸売会も行なわれ、病害虫の予防に万全を期して秋の収穫をいよいよ見通しがたきました。

北海道へ進出

北の木工品

秋田県物産と観光展は札幌会場が札幌市三越デパートで六月二十五日から三

急告

農地等の被買収者が未だ申告をしておらない方は十日まで必ず申告下さい。用紙は役場にございます

# 戦没者等の妻へ!!

## 特別給付金二〇万円の おしらせ

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が制定公布されました。これは戦没者大戦により戦没された遺族の方々でも戦没者一妻については心なうけ、夫を失った大きな心の痛手をつけて今日に至っている特別の事情を考慮して、国として何等かの慰撫をすることになったものです。

一、対象者

夫が昭和二十一年七月七日以降戦没し、昭和三十八年四月一日現在で遺族年金又は公務扶助料を受給している妻

二、受給金額

国債二〇万円を無利子で十年間で支払うもの(年二万円づつとなります)

三、時効

有資格者が三年間受給を申請しなければ時効となります

四、申込受付は八月一日から

八月一日から役場町民課で受付します。該当者は次のことにお含みの上で下さい。特に印鑑は忘れずに用意して下さい

一、戦没者等に対する特別給付金請求書

二、請求書請求者が直接記載する

三、請求書請求者が死亡した者の除籍の抄本

四、戸籍内容を省略しないもの

五、妻の昭和二十一年四月一日による住民票

六、公務扶助料遺族年金等の請求に関する申立書(請求者が直接記載する)

七、特別給付金国庫債券印鑑等届出書(請求者が直接記載する)

八、請求者によって提出を要するもの

九、戦没者等の妻に対する特別給付金相続人請求同意書(請求者が直接記載する)

十、戦没者等の死亡の原因となった受傷権利が昭和二十一年七月七日以降であることの証明書(「法務局より」果より要求あった場合のみ添付)

十一、〇と同じ(軍歴書、戦没年、入隊年月日その他確認資料)

十二、請求者が被保護者である証明願

十三、(福祉事務所長の証明書)

十四、請求者が長期入院者であることの証明願

十五、(当該病院又は医師の証明書)

十六、請求者が特別な事情にあると認められる証明書(市町村長等より)

これらの用紙は八月一日以降町民課に備付けてあります

記載不明の方には指導いたしますから町民課福祉係におたずね下さい

昭和三十八年八月一日

鷹巣町長

